令和3年第3回 多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第378号

令和3年第3回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。 令和3年8月18日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和3年9月1日(午前10時)

2 場 所 多摩市役所議場

令和2年度 多摩市継続費精算報告書

					全体計画					実績				比較				
±la	マロック は				左の財源内訳					左の財	源内訳		年割額と		左の財	源内訳		
款	垻	争未石	年度	年割額		特定財源		一般財源	支出済額		特定財源		一般財源	支出済額	特定財源		♠ル 日十七万	
					国都支出金	地方債	その他	州文外7 //木		国都支出金	地方債	その他	一般知识	の差	国都支出金	地方債	その他	一般財源
				円	円	円	円	円	田	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		地域複合館改修事	元	4,000,000	0	0	0	4,000,000	4,000,000	0	0	0	4,000,000	0	0	0	0	0
		業 (連光寺複合施設基本・実施設計業務委	2	12,000,000	0	0	0	12,000,000	9,913,900	1,729,000	0	0	8,184,900	2,086,100	△ 1,729,000	0	0	3,815,100
02	01	託料)	計	16,000,000	0	0	0	16,000,000	13,913,900	1,729,000	0	0	12,184,900	2,086,100	△ 1,729,000	0	0	3,815,100
総務費	総務管理費	コミュニティセンター	元	7,400,000	0	0	0	7,400,000	7,400,000	0	0	0	7,400,000	0	0	0	0	0
		改修事業 (コミュニティセンター 改修工事基本・実施	2	22,405,000	0	0	0	22,405,000	17,404,010	1,632,000	0	0	15,772,010	5,000,990	Δ 1,632,000	0	0	6,632,990
		設計業務委託料)	計	29,805,000	0	0	0	29,805,000	24,804,010	1,632,000	0	0	23,172,010	5,000,990	Δ 1,632,000	0	0	6,632,990
		橋りょう維持管理経 費 (電車見橋耐震補強 エ事)	元	84,000,000	63,000,000	18,900,000	0	2,100,000	0	0	0	0	0	84,000,000	63,000,000	18,900,000	0	2,100,000
08 土木費	02 道路橋りょう 費		2	49,000,000	0	32,400,000	10,000,000	6,600,000	132,144,100	63,000,000	51,300,000	10,000,000	7,844,100	Δ 83,144,100	△ 63,000,000	△ 18,900,000	0	Δ 1,244,100
		_	計	133,000,000	63,000,000	51,300,000	10,000,000	8,700,000	132,144,100	63,000,000	51,300,000	10,000,000	7,844,100	855,900	0	0	0	855,900
		災害対策経費 (防災行政無線固定 系屋外子局デジタル 化工事)	元	199,229,000	0	199,200,000	0	29,000	199,229,000	0	199,200,000	0	29,000	0	0	0	0	0
09 消防費	01 消防費		2	387,150,000	0	387,100,000	0	50,000	379,917,220	0	379,900,000	0	17,220	7,232,780	0	7,200,000	0	32,780
			計	586,379,000	0	586,300,000	0	79,000	579,146,220	0	579,100,000	0	46,220	7,232,780	0	7,200,000	0	32,780
		小学校施設整備事	元	8,700,000	0	0	0	8,700,000	8,700,000	0	0	0	8,700,000	0	0	0	0	0
	02 小学校費	業 (聖ヶ丘小学校改修 工事実施設計業務	2	23,000,000	0	0	0	23,000,000	22,533,400	0	0	0	22,533,400	466,600	0	0	0	466,600
10		委託料)	計	31,700,000	0	0	0	31,700,000	31,233,400	0	0	0	31,233,400	466,600	0	0	0	466,600
教育費			元	18,000,000	0	0	0	18,000,000	15,800,000	0	0	0	15,800,000	2,200,000	0	0	0	2,200,000
	03 中学校費	中学校施設整備事 業 (プール改修工事)	2	21,545,000	0	0	0	21,545,000	23,745,000	20,000,000	0	0	3,745,000	Δ 2,200,000	△ 20,000,000	0	0	17,800,000
			計	39,545,000	0	0	0	39,545,000	39,545,000	20,000,000	0	0	19,545,000	0	△ 20,000,000	0	0	20,000,000

						全体計画					実績					比較		
款	項	事業名	年度		左の財源内訳			左の財源内訳			年割額と		左の財源内訳					
***	*	学 未记	T/X	年割額		特定財源		一般財源	支出済額		特定財源		一般財源	支出済額の差	特定財源		一般財源	
					国都支出金	地方債	その他	13×741 mix		国都支出金	地方債	その他	na, vi un	07 <u>E</u>	国都支出金	地方債	その他	1227711115
		旧北貝取小学校跡	元	7,000,000	0	0	0	7,000,000	7,000,000	0	0	0	7,000,000	0	0	0	0	0
		地整備事業 (旧北貝取小学校跡 地整備基本·実施設	2	16,934,000	0	0	0	16,934,000	16,910,040	0	0	0	16,910,040	23,960	0	0	0	23,960
		計業務委託料)	計	23,934,000	0	0	0	23,934,000	23,910,040	0	0	0	23,910,040	23,960	0	0	0	23,960
	05 社会教育費		30	48,800,000	0	0	0	48,800,000	45,300,000	0	0	0	45,300,000	3,500,000	0	0	0	3,500,000
		多摩市立図書館本館再整備事業 (図書館本館再整備 基本·実施設計業務 委託料)	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	o
			2	103,817,000	0	0	0	103,817,000	107,316,960	0	0	0	107,316,960	△ 3,499,960	0	0	0	△ 3,499,960
			計	152,617,000	0	0	0	152,617,000	152,616,960	0	0	0	152,616,960	40	0	0	0	40
			元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	02 公園施設災 害復旧費	災害復旧費 (災害復旧工事)	2	11,838,000	807,000	0	5,616,000	5,415,000	11,837,584	804,000	0	5,616,000	5,417,584	416	3,000	0	0	△ 2,584
11 災害復旧			計	11,838,000	807,000	0	5,616,000	5,415,000	11,837,584	804,000	0	5,616,000	5,417,584	416	3,000	0	0	△ 2,584
費			元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	03 文教施設災 害復旧費	災害復旧費 (災害復旧工事)	2	11,153,000	6,707,000	0	2,101,000	2,345,000	11,152,416	6,710,000	0	2,101,000	2,341,416	584	△ 3,000	0	0	3,584
			計	11,153,000	6,707,000	0	2,101,000	2,345,000	11,152,416	6,710,000	0	2,101,000	2,341,416	584	△ 3,000	0	0	3,584

令和3年9月1日 提出 多摩市長 阿 部 裕 行

報告第6号

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により算定した令和2年度決算に基づく多摩市の健全化判断 比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和3年9月1日

多摩市長 阿部裕行

記

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	2. 0	—
(11. 76)	(16. 76)	(25. 0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将 来負担比率が算定されない場合は、「一」を記載している。
- 2 多摩市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第7号

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第2 2条第1項の規定により算定した令和2年度決算に基づく多摩市の公営企業 の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和3年9月1日

多摩市長 阿部裕行

記

特別会計の名称	資金不足比率 (単位:%)	事業の規模
下水道事業会計	_	1,993,292 千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「一」を記載している。
- 2 事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)第17条第1号の規定により事業の規模(営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する額を控除した額)を記載している。

第68号議案

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により、下記の 路線を廃止する。

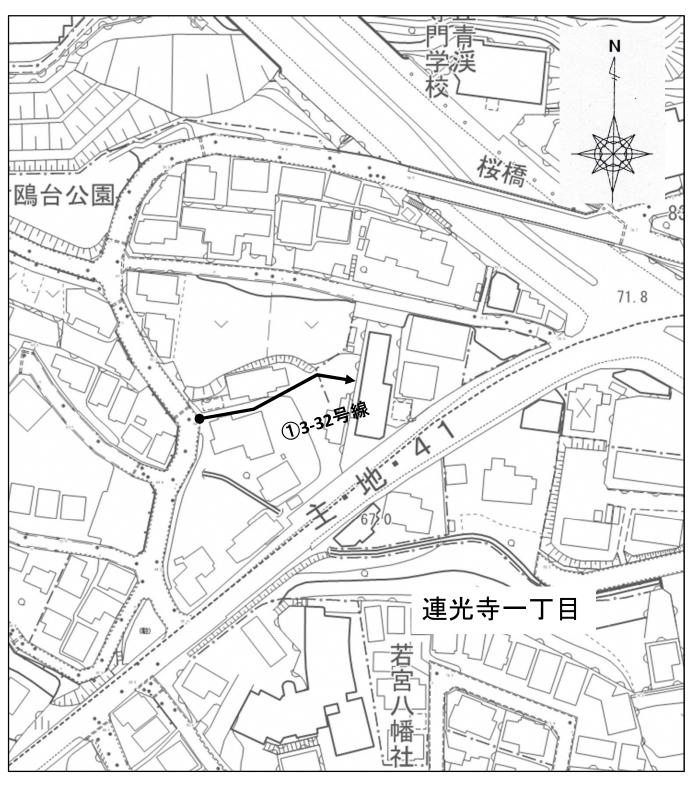
記

廃止路線

整理番号	路線名		起点・終点	備考
1	3 - 3 2 号線	起点	連光寺一丁目18番18地先	起点・終点地番は認定当初の地
1	3一32万椕	終点	連光寺一丁目18番13地先	番である。

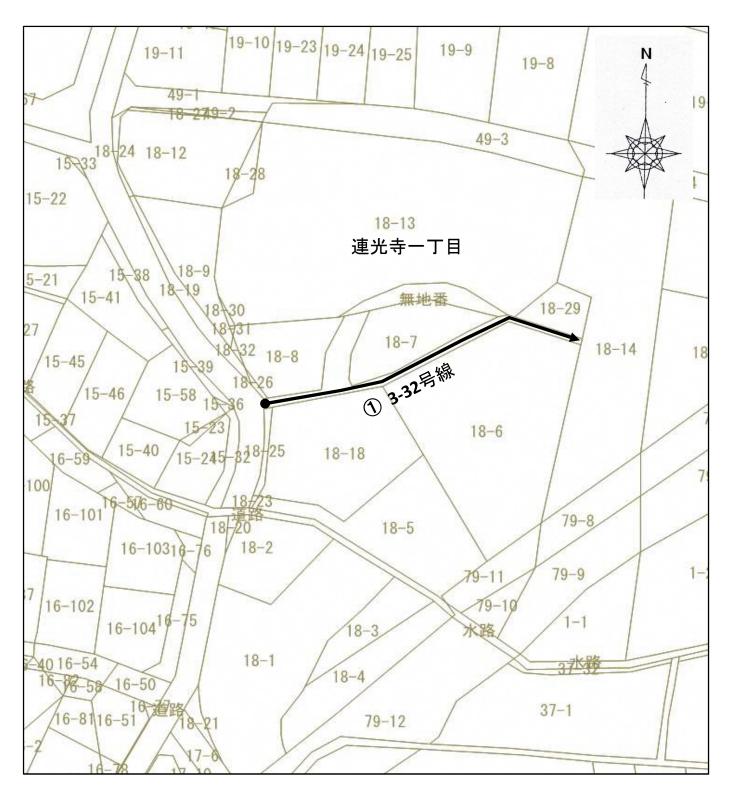
案内図

① 3-32号線





① 3-32 号線



縮尺 1/500

凡例								
起点	•——							
終点								

第69号議案

多摩市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ とについて

下記の者を、多摩市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

提案理由

多摩市固定資産評価審査委員会委員川上俊宏氏は、令和3年10月23日を もって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏	名	住	所	生年月日
川上	俊宏	東京都品川区		

第70号議案

多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市手数料条例の一部を改正する条例

多摩市手数料条例(平成12年多摩市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年9月1日」を「令和元年9月1日」に、「平成34年8月31日」を「令和4年8月31日」に改め、「(絵柄入りのものを除く。)」を削る。

別表第1の20の項中「ただし、絵柄入りについては400円とする。」を 削る。

別表第2の11の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の20の項の改正規 定は、令和3年11月1日から施行する。

第71号議案

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年多摩市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「、規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第3条の見出し中「権限の」を削り、同条中「を除く外」を「のほか」に改める。

様式中「様式」を「様式(第2条関係)」に改め、「印」を削り、様式を別 記様式とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第72号議案

多摩市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定 について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

多摩市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年多摩市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に 改める。

第4条第1項中「第432条」を「第432条第1項」に改め、同条第4項 を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第7条第3項中「押印」を「又は記名押印を」に改め、同項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第8条第5項中「し、提出者がこれに署名押印」を削り、同条第8項中「押印」を「又は記名押印を」に改め、同項第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第9条第2項中「押印」を「又は記名押印を」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第10条第2項中「押印」を「又は記名押印を」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第14条中「例によって」を「定めるところにより」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第73号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市市税条例の一部を改正する条例

多摩市市税条例(昭和40年多摩市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除 対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の6の2第1項中「前条」を「第34条の4」に改め、同条第2項中「6箇月」を「6月」に改める。

第34条の7第1項中「前条」を「第34条の6」に改め、同項第1号イ及びウ中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号エ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号オ及びカ中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同号キ中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同号ク中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控 除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第25項中「同意導入促進基本計画」の次に「(中小企業 等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項に規定する同意導入 促進基本計画をいう。)」を加え、「同条」を「法附則第64条」に、「家屋 及び構築物」を「特例対象資産」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第34条の7第1項第1号の改正規定及び附則第6条の改正規定並びに 次条第1項の規定 令和4年1月1日
 - (2) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5 条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日
 - (3) 附則第10条の2第25項を同条第26項とし、同条第24項を同条第25項とし、同条第23項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 改正後の多摩市市税条例(以下「新条例」という。)第34条の7第 1項第1号の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出 する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が 同日前に支出した改正前の第34条の7第1項第1号に規定する寄附金又は 金銭については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の 個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、 なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。次項において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この

項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正 法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者 等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定す る取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象 資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、 同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。) に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該 特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定 する建物附属設備にあっては生産性向上特別措置法(平成30年法律第25 号)の施行の日以後、家屋及び構築物にあっては地方税法等の一部を改正す る法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定す る先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取 引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して 課する令和4年1月1日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税に ついて適用する。この場合において、令和3年4月1日から同年6月15日 までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第26 項の規定の適用については、同項中「中小企業等経営強化法(平成11年法 律第18号)第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法(平成 30年法律第25号)第38条第2項」とする。

第74号議案

多摩市みんなの文化芸術条例の制定について 上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市みんなの文化芸術条例

私たちが暮らす多摩市は、多摩ニュータウン開発により整備された街並みと 緑あふれる豊かな自然環境を併せ持った調和のとれた街です。代々この街に住 んでいる人々と新たに移り住んだ人々が、共に関わり合い、互いにつながりを 築き、先人から受け継いだ伝統文化を継承し、また、文化芸術を創出すること で、多摩市の文化は形作られてきました。

文化芸術は、私たちの心に潤いと安らぎをもたらしてくれるとともに、創造する力を育て、豊かな個性と自己肯定感を育む力を持っており、次代を担う子どもたちの成長に大きく寄与するものです。また、文化芸術に触れることで、感性を豊かにし、共感する心、そして他者を理解する力を養うことができます。さらに、文化芸術を通して、地域を越えて人々とのつながりを築いていくこともできます。

このように、文化芸術は、私たちの生活や子どもたちの成長になくてはならないもので、私たちの住む街の活力となるものです。

文化芸術の発展には、表現活動を自ら行う者、支える者、普及する者、継承する者及び享受する者が、相互に関係し合うこと、そして誰もが、これらの者になり得ることが大切です。このことに鑑み、私たちは、全ての市民が文化芸術を享受する権利を有し、自らが表現活動の担い手になることができること及び表現活動の担い手及び鑑賞者・享受者への支援を行っていくことが重要であることを確認します。

私たちは、これまでの文化芸術を継承すること、そして新しい文化芸術を創造し、さらに発展させることを通して、多摩市に暮らし、多摩市に集う全ての人々が、平和で心豊かに過ごし、生活の質を高めることで、魅力ある地域社会を実現することを目指し、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、多摩市(以下「市」という。)の区域における文化及び芸術(以下「文化芸術」という。)の振興に関し、基本的な事項を定め、市民の権利及び役割並びに市の役割を明らかにすることで、市民の創造性及び豊かな感性を育むとともに、市民が心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、「市民」とは、多摩市自治基本条例(平成16年 多摩市条例第1号)第3条第2号に規定する市民をいう。
- 2 この条例において、「表現活動の担い手」とは、市民であって次の各号の いずれかに掲げるものをいう。
 - (1) 職業としているか及び活動の形態を問わず、文化芸術に係る有形又は無形の創造・表現活動を自ら行うもの
 - (2) 創造・表現活動を支えるもの
 - (3) 創造・表現活動並びに伝統文化及び文化財の継承及び普及に取り組むもの
- 3 この条例において、「鑑賞者・享受者」とは、市民であるかを問わず、文 化芸術に係る表現活動を受け止めるものをいう。

(基本理念)

- 第3条 文化芸術の振興に当たっては、性別、国籍、職業、障害の有無、経済 状況等にかかわらず、乳幼児から高齢者までのあらゆる市民について文化芸 術に関与し、又は参加し、及びこれを創造・表現し、又は鑑賞・享受する権 利が保障されるとともに、文化芸術を通して相互に理解し、及び尊重するこ とができる地域社会の実現が図られることが考慮されなければならない。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、表現活動の担い手による活動の自主性、創造性及び多様性が尊重されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、表現活動の担い手による活動への支援が図 られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、次代の表現活動の担い手の育成が図られなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、先人から受け継がれた伝統文化及び文化財 が継承されるとともに、継続的に文化芸術が創造される環境の整備が図られ なければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、鑑賞者・享受者の増加が図られなければな らない。

- 7 文化芸術の振興に当たっては、市の区域の内外を問わず、様々な人及び団体の連携が促進されるとともに、過去から現在までの間に営まれてきた活動及び創り出されたものが、未来にわたり有機的に結びつき、発展していく社会環境づくりが図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、市民の文化芸術活動が充実するための取組 の推進を図り、もって生活の質の向上及び市民自身による文化芸術の発展に 寄与するものでなければならない。

(市民の権利及び役割)

- 第4条 市民は、自ら文化芸術を享受し、及び表現活動の担い手として活動する権利を有する。
- 2 市民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、 表現活動の担い手及びその活動について理解し、尊重するよう努めるものと する。

(表現活動の担い手の役割)

- 第5条 表現活動の担い手は、文化芸術の継承及び発展のため、地域社会の一員として、市民及び地域社会に根ざした活動に取り組むよう努めるものとする。
- 2 表現活動の担い手は、正当な理由なく、その文化芸術活動において、人の尊厳を害し、又は人権を侵害してはならない。

(市の役割)

- 第6条 市は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的か つ計画的に推進しなければならない。
- 2 市は、表現活動の担い手が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動を行い、 及び文化芸術の継承又は普及をしていくことができる環境の整備を行うため の施策を実施するものとする。
- 3 市は、市民及び市の区域を訪れる者が日常的に文化芸術に親しめる機会を 提供するとともに、鑑賞者・享受者を増やす施策を実施するものとする。
- 4 市は、広く市民と連携し、文化芸術の振興を図らなければならない。
- 5 市は、公正かつ中立な立場で、表現の自由の保障に努めるものとする。
- 6 市は、文化芸術の振興のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(子どもたちのための取組)

第7条 市は、次代を担う子どもたちが乳幼児期から身近に文化芸術に触れる ことで、文化芸術に対する理解を深め、豊かな人間性を育むことができるよ う、文化芸術活動に参加する権利の保障に努めるとともに、次に掲げる取組 を市民と協力し推進するものとする。

- (1) 子どもたちが乳幼児期から日常的に文化芸術に触れることができる機会の確保に努めること。
- (2) 成長期における子どもたちの豊かな創造力、思考力等を養うために、経済状況及び家庭環境を問わず、児童期及び青年期において、子どもたちが質の高い文化芸術を鑑賞し、又は体験する機会の確保に努めること。

(計画の策定)

第8条 市は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ中長期的な視点に基づき計画的に推進するため、文化芸術の振興に係る計画を策定するものとする。

(多摩市文化芸術推進委員会の設置)

- 第9条 市は、前条の計画の推進及び同条の施策の評価を行うため、多摩市文 化芸術推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置するものとする。
- 2 推進委員会は、市の区域における文化芸術活動について知見又は経験を有 する市民、文化芸術について知見を有する専門家その他の者で構成するもの とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、推進委員会について必要な事項は、市長が別 に定める。

(多摩市立複合文化施設の位置付け)

第10条 多摩市立複合文化施設(多摩市立複合文化施設条例(昭和61年多摩市条例第48号)第1条に規定する多摩市立複合文化施設をいう。)は、市の区域内の他の文化施設、市民活動施設又は教育機関と連携し、地域の文化芸術活動の拠点施設として、多様な人々が集まり、交流し、にぎわうみんなの広場となるとともに、文化芸術の振興ひいては地域経済の活性化に寄与する施設として活用されなければならない。

(国等との連携)

第11条 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第75号議案

多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例(令和2年多摩市条例第1 2号)の一部を次のように改正する。

第1条の改正規定中「ことで、」の次に「文化芸術の振興を図り、もって」 を、「地域づくり」の次に「、ひいては地域経済の活性化」を加える。

別表第1の改正規定を次のように改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条、第8条関係)

施設に係る利用料金の上限額

(単位:円)

			区分						
	種別		午前	午後	夜間	全日			
			9 時~12時	13時~17時	18時~22時	9 時~22時			
	ホール	平日	39, 600	108, 000	140, 400	256, 320			
	(舞台、	土曜日、	60,000	144, 000	172, 800	335, 350			
	客席及び	日曜日及							
++	ロビーのび休日								
人ホール	一								
	楽屋 1		420	590	710	1,530			
	楽屋 2		420	590	710	1,530			
	楽屋 3		430	590	710	1,530			

	楽屋 4		430	590	710	1,530		
	楽屋 5		1,440	1,820	1,820	4,520		
	楽屋 6 楽屋 7		600	830	1,000	2, 160		
			700	980	1, 180	2,540		
	楽屋 8		1,410	1,820	1,820	4, 490		
	楽屋 9		420	580	700	1,510		
	ホール	平日	9, 100	21,600	24,000	48,680		
	(舞台、	土曜日、	11,700	27,600	33,600	64, 880		
	客席及び	日曜日及						
	ロビーの	び休日						
小ホール	一 部)							
	楽屋 1		370	510	620	1, 330		
	楽屋 2		820	1, 150	1, 200	2,820		
	楽屋 3		820	1, 150	1, 200	2,820		
	楽屋 4		1, 220	1, 540	1, 540	3,820		
リハーサ	ル室		6, 080	7, 540	9, 100	20, 220		
練習室1			3, 400	4, 160	5, 070	11, 240		
練習室2			3, 240	4, 160	5,070	11,090		
練習室3			3, 860	5, 370	6, 450	13, 950		
市民ギャ	ラリー		5, 200	7, 150	8, 450	18, 510		
オープン	スタジオ		11, 180	14, 400	17, 280	38, 140		
キッチン	ラボ		1,870	2,610	3, 130	6,770		
会議室1			7,020	9, 780	11,740	25, 400		
会議室 2			1,620	2, 250	2,710	5, 850		
会議室3			3		2, 450	3, 420	4, 100	8,870
会議室4			2, 450	3, 420	4, 100	8,870		
会議室 5			1,960	2,660	3, 220	6, 970		
コミュニ	ティラウン	ンジ	4,070	5, 670	6, 810	14, 720		
クラフトラボ			1,530	2, 130	2, 550	5, 520		
クリエイティブラボ 1			1, 480	2,070	2, 480	5, 360		
クリエイ	ティブラス	ボ 2	1, 480	2,070	2, 480	5, 360		
ロビー			45, 370	63, 210	75, 850	164, 140		
/								

備考

- 1 この表に定める利用料金の上限額は、多摩市内に在住し、在勤し、又は在学する者(以下「市民等」という。)又は市民等が構成員の半数以上を占める団体である利用者に対して適用し、それ以外の利用者に対して適用する利用料金の上限額は、この表に定める利用料金の上限額に30パーセントの割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日をいう。
- 3 利用の許可を受けた時間を繰り上げ、又は延長して利用する場合の利用料金の上限額は、当該繰り上げ、又は延長して利用する時間(以下「繰上げ等時間」という。)1時間(1時間に満たない時間は、1時間とみなす。)につき、利用の許可に係る区分(2の区分について利用の許可を受けている場合は、当該繰上げ等時間に先行し、又は続く区分)の利用料金の上限額を当該区分の時間で除して得た額に30パーセントの割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、午前及び午後又は午後及び夜間の2区分について利用の許可を受けた場合における当該利用の許可に係る区分の間の時間については、利用料金を徴収しない。
- 4 開館時間外に施設を利用する場合の利用料金の上限額は、繰上げ等時間1時間(1時間に満たない時間は、1時間とみなす。)につき、利用の許可を受けた施設に係る利用料金の上限額の1時間当たりの単価が最も高い区分の利用料金の上限額を当該区分の時間で除して得た額に30パーセントの割合を乗じて得た額及び開館に伴う対応にかかる経費として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を加算した額とする。
- 5 利用者が営利を目的とする団体であり、かつ、営利を目的として施設 を利用する場合の利用料金の上限額は、利用の許可に係る区分の利用料 金の上限額に100パーセントの割合を乗じて得た額を加算した額とす る。
- 6 利用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料」という。) を徴する場合の利用料金の上限額は、利用の許可に係る区分の利用料金 の上限額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じ て得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場料の最高額が一人当たり3,000円以上5,000円未満であるとき 50パーセント
 - (2) 入場料の最高額が一人当たり 5, 0 0 0 円以上であるとき 1 0 0 パーセント

- 7 ホールの舞台のみを利用する場合の利用料金の上限額は、利用の許可 に係る区分の利用料金の上限額に50パーセントの割合を乗じて得た額 とする。
- 8 リハーサル室、練習室1、練習室2又は練習室3を楽屋等として利用 する場合の利用料金の上限額は、利用の許可に係る区分の利用料金の上 限額に50パーセントの割合を乗じて得た額とする。
- 9 この表に掲げる施設(大ホール及び小ホールを除く。)については、この表に定める区分によるほか、1時間単位による利用の許可を行うことができる。この場合の利用料金の上限額は、利用の許可に係る時間1時間(1時間に満たない時間は、1時間とみなす。)につき利用の許可を受けた施設に係る利用料金の上限額の1時間当たりの単価が最も高い区分の利用料金の上限額を当該区分の時間で除して得た額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

第76号議案

多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を 改正する条例

多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例(平成6年多摩市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「240円」を「300円」に、「120円」を「150円」に改める。

附則

この条例は、令和4年3月1日から施行する。

第77号議案

多摩市学校職員の服務宣誓に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年9月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市学校職員の服務宣誓に関する条例の一部を改正する条例

多摩市学校職員の服務宣誓に関する条例(昭和28年多摩市条例第47号) の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第3条の見出し中「権限の」を削り、同条中「を除く外」を「のほか」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第2条関係)

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日 氏 名 附則

この条例は、公布の日から施行する。